

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (1) 農業振興地域整備計画	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	農業振興地域整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。	【調整方針確認日】	平成16年5月28日

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
農業振興地域整備計画	<p>【伊方町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域決定(昭和46年度)</li> <li>農業振興地域 1,793ha</li> <li>農用地区域 929ha</li> </ul> <p>【計画書管理内容】</p> <p>町農業振興地域整備計画書は、法改正により、市町村が主体性をもって基礎調査を行い市町村農業振興地域整備計画書を変更する。</p>	<p>【瀬戸町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域決定(昭和47年1月11日)</li> <li>農業振興地域 2,304ha</li> <li>農用地区域 727ha</li> </ul> <p>【計画書管理内容】</p> <p>町農業振興地域整備計画書は、法改正により、市町村が主体性をもって基礎調査を行い市町村農業振興地域整備計画書を変更する。</p>	<p>【三崎町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域決定(昭和63年3月最終変更)</li> <li>農業振興地域 3,358ha</li> <li>農用地区域 1,037ha</li> </ul> <p>【計画書管理内容】</p> <p>町農業振興地域整備計画書は、法改正により、市町村が主体性をもって基礎調査を行い市町村農業振興地域整備計画書を変更する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後、早期に見直し再編を行い一元化を図る。</li> <li>各町合併までに事前準備を行う。</li> </ul>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (2) 地域農政推進対策事業	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	地域農政推進対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
地域農政推進対策事業	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。</li> <li>認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。</li> <li>農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また、関係機関で構成するプロジェクトチームにより調査・分析を行う。</li> <li>集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。</li> </ul> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>経営対策体制整備促進事業</p> <p>(1)地域農業マスタープランの目標設定、推進の検討</p> <p>(2)経営生産対策推進会議の開催</p> <p>経営体質強化対策事業</p> <p>(1)認定農業者の育成指導</p> <p>認定農業者数 54名{うち法人16名}</p> <p>(2)基本構想実践推進会議の開催</p> <p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>(1)農地の出し手、受け手の意向調査</p> <p>(2)調査員による戸別訪問</p>	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。</li> <li>認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。</li> <li>農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また、関係機関で構成するプロジェクトチームにより調査・分析を行う。</li> <li>集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。</li> </ul> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>経営対策体制整備促進事業</p> <p>(1)地域農業マスタープランの目標設定、推進の検討</p> <p>(2)経営生産対策推進会議の開催</p> <p>経営体質強化対策事業</p> <p>(1)認定農業者の育成指導</p> <p>認定農業者数 27名</p> <p>(2)基本構想実践推進会議の開催</p> <p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>(1)農地の出し手、受け手の意向調査</p> <p>(2)農地情報管理システムによる管理</p> <p>(3)調査員による戸別訪問</p>	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。</li> <li>認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。</li> <li>農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また、関係機関で構成するプロジェクトチームにより調査・分析を行う。</li> <li>集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。</li> </ul> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>経営対策体制整備促進事業</p> <p>(1)地域農業マスタープランの目標設定、推進の検討</p> <p>(2)経営生産対策推進会議の開催</p> <p>経営体質強化対策事業</p> <p>(1)認定農業者の育成指導</p> <p>認定農業者数 50名</p> <p>(2)基本構想実践推進会議の開催</p> <p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>(1)農地の出し手、受け手の意向調査</p> <p>(2)農地情報管理システムによる管理</p> <p>(3)調査員による戸別訪問</p>	<p>・3町採択している事業が異なっているため、合併後再編を行う。</p>

【負担割合】

経営対策体制整備促進事業  
事業費 62千円 (県1/2 町1/2)  
経営体質強化対策事業  
事業費 308千円 (県1/2 町1/2)  
農地流動化地域総合推進事業  
事業費 654千円 (県1/2 町1/2)

【内容等】

総合的な農業行政の策定及び進行管理  
・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針  
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針  
・多様な担い手の育成、確保方針  
・新規就農対策推進方針  
・担い手への農用地利用集積方針  
・経営、生産対策に必要な各種事業の導入方針  
・年度活動計画の作成

【負担割合】

経営対策体制整備促進事業  
事業費 180千円 (県1/2 町1/2)  
経営体質強化対策事業  
事業費 426千円 (県1/2 町1/2)  
農地流動化地域総合推進事業  
事業費 508千円 (県1/2 町1/2)

【内容等】

総合的な農業行政の策定及び進行管理  
・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針  
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針  
・多様な担い手の育成、確保方針  
・新規就農対策推進方針  
・担い手への農用地利用集積方針  
・経営、生産対策に必要な各種事業の導入方針  
・年度活動計画の作成

【負担割合】

経営対策体制整備促進事業  
事業費 41千円 (県1/2 町1/2)  
経営体質強化対策事業  
事業費 150千円 (県1/2 町1/2)  
農地流動化地域総合推進事業  
事業費 388千円 (県1/2 町1/2)

【内容等】

総合的な農業行政の策定及び進行管理  
・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針  
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針  
・多様な担い手の育成、確保方針  
・新規就農対策推進方針  
・担い手への農用地利用集積方針  
・経営、生産対策に必要な各種事業の導入方針  
・年度活動計画の作成

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (3) 認定農業者育成事業	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	認定農業者育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、認定基準や認定審査会の設置等については、合併時に調整する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
認定農業者育成事業	<p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 54</p> <p>【支援策】 資金の融資 税制の特例 経営に関する相談、助言、研修 農地の利用集積 補助事業の採択</p> <p>【認定審査会構成員】 町農林水産課、農業委員会、JA西宇和伊方支店・町見支店 八幡浜中央地域農業改良普及センター伊方担当普及員、その他</p>	<p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 27</p> <p>【支援策】 資金の融資 税制の特例 経営に関する相談、助言、研修 農地の利用集積 補助事業の採択</p> <p>【認定審査会構成員】 町産業課、農業委員会、JA西宇和瀬戸支店・瀬戸共選・総合対策室、八幡浜中央地域農業改良普及センター</p>	<p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 50</p> <p>【支援策】 資金の融資 税制の特例 経営に関する相談、助言、研修 農地の利用集積 補助事業の採択</p> <p>【認定審査会構成員】 町産業課、農業委員会、JA西宇和三崎支店、八幡浜中央地域農業改良普及センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町に認定審査会を設置し、新たに委員を選任する。</li> <li>・認定基準の統一を図る。</li> </ul>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (4) 中山間地域等直接支払事業	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	中山間地域等直接支払事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後に調整する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
中山間地域等直接支払事業	<p>【目的】 耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を交付する。</p> <p>【集落協定】 ・ 締結集落 18集落</p> <p>・ 1個別協定 (亀浦個別)</p> <p>【交付金額】 ・ 地目：畑 急傾斜地： 11,500/10a 緩傾斜地： 3,500/10a</p> <p>・ 19協定合計 47,072,209円(4,110,161㎡) 財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【事務手順】 町が中山間地域等直接支払基本方針を策定し 県の認定を受ける 集落が基本方針に基づき集落協定を締結し 町の認定を受ける</p>	<p>【目的】 耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を交付する。</p> <p>【対象地域】 ・ 一般傾斜地 12集落</p> <p>【集落協定】 ・ 締結集落 12集落</p> <p>【交付金額】 ・ 地目：畑 急傾斜地： 11,500/10a 緩傾斜地： 3,500/10a</p> <p>・ 地目：採草放牧地 急傾斜地： 1,000/10a</p> <p>・ 12集落合計 37,804,136円(3,618,770㎡) 財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【事務手順】 町が中山間地域等直接支払基本方針を策定し 県の認定を受ける 集落が基本方針に基づき集落協定を締結し 町の認定を受ける</p>	<p>【目的】 耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を交付する。</p> <p>【対象地域】 ・ 一般傾斜地 14集落</p> <p>【集落協定】 ・ 締結集落 11集落</p> <p>【交付金額】 ・ 地目：畑 急傾斜地： 11,500/10a 緩傾斜地： 3,500/10a</p> <p>・ 11集落合計 48,805,873円(4,339,351㎡) 財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【事務手順】 町が中山間地域等直接支払基本方針を策定し 県の認定を受ける 集落が基本方針に基づき集落協定を締結し 町の認定を受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針は合併時にすり合わせを行い、新町での基本方針を策定する。</li> <li>現状の集落協定は、そのまま新町に引き継ぐ。</li> </ul>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (5) 農業近代化資金利子補給等事業	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	農業近代化資金利子補給等事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、従前のとおりとする。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
農業近代化資金利子補給	<p>【目的】 農業の近代化と合理化を図るため近代化資金を借入れる者に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【利子補給期間】 初年度から5年以内</p> <p>【実績】 平成14年度実績 利子補給額 1,025,000円(24件)</p> <p>【事務手続】 伊方町農林漁業振興資金の利子補給に関する条例施行規則による。</p>	<p>【目的】 農業者が農業振興のために借入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【利子補給期間】 返済終了時まで</p> <p>【実績】 平成14年度実績 利子補給額 332,632円(12件)</p>	<p>【目的】 農業者が農業振興のために借入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【利子補給期間】 返済終了時まで</p> <p>【実績】 平成14年度実績 利子補給額 180,287円(10件)</p> <p>【事務手続】 農協が借入者に替わって利子補給額を請求</p>	<p>・各種利子補給制度については、合併時に調整する。</p> <p>・旧町で資金借入れしているものについては、従前のとおりとする。</p>
農林漁業共同化資金利子補給	<p>【目的】 農林漁業の共同化を図るため共同化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【実績】 平成14年度実績 利子補給額 実績なし</p>	<p>【目的】 農林漁業の共同化を図るため共同化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【実績】 平成14年度実績 利子補給額 実績なし</p>	<p>【目的】 農林漁業の共同化を図るため共同化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【実績】 平成14年度実績 利子補給額 実績なし</p>	

平成13年産柑橘農家経営  
安定化資金利子補給

【目的】

平成13年産柑橘の販売価格の暴落に対処するため、柑橘農家の経営維持に要する資金に対する利子負担を軽減するため農業者等に対して、条例の定めるところにより、利子補給する。

【内容】

基準金利 2.85%  
利子負担 町 0.50%  
農協 0.85%  
農家 1.50%

貸付限度額 3,000千円

利子補給期間 5年以内

利子補給金の請求事務は一括して農協が行う。

【実績】

平成14年度実績

利子補給額 370,200円(30件)

農業経営基盤強化資金利子  
補給(スーパーL資金)

【貸付対象事業】

・認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備資金等の長期資金

- ・農地等の取得、改良又は造成等
- ・施設・機械等の改良、造成又は取得
- ・加工処理施設・流通販売施設観光農業施設等の改良、造成又は取得
- ・借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹の導入、農地借地料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 など

【貸付対象者】

・認定農業者

【貸付利率】

・0.70%～1.40%(町等の利子助成後の利率)

【貸付限度額】

・個人 15,000万円(特認 30,000万円)

・法人 50,000万円(特認 70,000万円)

【目的】

平成13年産の柑橘の販売価格の暴落により経営安定化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。

【内容】

基準金利 2.85%  
利子負担 町 0.50%  
農協 0.85%  
農家 1.50%

貸付限度額 3,000千円

利子補給期間 5年以内

利子補給金の請求事務は一括して農協が行う。

【実績】

平成14年度実績

利子補給額 113,958円(16件)

【貸付対象事業】

・認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備資金等の長期資金

- ・農地等の取得、改良又は造成等
- ・施設・機械等の改良、造成又は取得
- ・加工処理施設・流通販売施設観光農業施設等の改良、造成又は取得
- ・借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹の導入、農地借地料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 など

【貸付対象者】

・認定農業者

【貸付利率】

・0.70%～1.40%(町等の利子助成後の利率)

【貸付限度額】

・個人 15,000万円(特認 30,000万円)

・法人 50,000万円(特認 70,000万円)

【目的】

三崎町において柑橘の販売価格の暴落により経営安定化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。

【内容】

基準金利 2.85%  
利子負担 町 0.50%  
農協 0.85%  
農家 1.50%

貸付限度額 3,000千円

利子補給期間 5年以内

利子補給金の請求事務は一括して農協が行う。

【実績】

平成14年度実績

利子補給額 249,004円(14件)

【貸付対象事業】

・認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備資金等の長期資金

- ・農地等の取得、改良又は造成等
- ・施設・機械等の改良、造成又は取得
- ・加工処理施設・流通販売施設観光農業施設等の改良、造成又は取得
- ・借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹の導入、農地借地料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 など

【貸付対象者】

・認定農業者

【貸付利率】

・0.70%～1.40%(町等の利子助成後の利率)

【貸付限度額】

・個人 15,000万円(特認 30,000万円)

・法人 50,000万円(特認 70,000万円)

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (6) 農地情報管理システム整備事業	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	農地情報管理システムについては、合併後、瀬戸町農用地データシステムに統合する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
農地情報管理システム整備事業	該当なし	<p>平成12年度、国補事業にて整備</p> <p>事業費 11,760千円 うち、1,995千円は中山間地域等直接支払制度管理支援システム導入業務</p> <p>補助金 4,882千円 ・農用地地図データの作成 ・農家データの作成</p> <p>データの更新を早急に行い、より有効な活用を図る。</p>	<p>平成13年度、国補事業にて整備 (農業委員会の台帳未整理のため未完成)</p> <p>事業費 11,550千円</p> <p>補助金 5,775千円 ・農用地地図データの作成 ・農家データの作成</p> <p>データの更新を早急に行い、より有効な活用を図る。</p>	<p>・合併後、瀬戸町農用地データシステムに統合する。  (システム容量確認・農家台帳整理)</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 16 年 4 月 20 日	合併協議会提案	平成 16 年 4 月 27 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	農業振興事業 (7) 町単独助成事業	担当専門部会名等	産業建設部会
調整の内容	町単独助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後5年以内に調整する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
町単独農業振興助成制度	<p>【伊方町単独産業振興推進事業】</p> <p>【目的】 各種団体等が行う産業振興推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 なお、町長が特に認める事業及び国又は県の補助金及び奨励金を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>【各種団体等の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA西宇和伊方支店及び町見支店</li> <li>・伊方町漁協、有寿来漁協及び町見魚協</li> <li>・伊方町商工会</li> <li>・伊方町商工業協同組合</li> <li>・(株)クリエイト伊方</li> <li>・伊方町生活改善グループ連絡協議会</li> <li>・西宇和郡杜氏協同組合</li> <li>・その他町長が産業振興を図るため認める団体</li> </ul>	<p>[瀬戸町産業振興促進対策事業]</p> <p>【目的】 団体・個人が行う施設整備及びその他必要な施策の推進に要する経費に対し補助し、より一層の産業振興を図る。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者集団による道路整備事業 補助金 1,107,600円</li> <li>・単軌道新設等事業 事業費 3,800,000円 補助金 1,098,000円</li> <li>・イノシシによる農作物被害対策事業 事業費 1,485,565円 補助金 588,000円</li> <li>・新技術導入事業(タイベック被覆) 事業費 13,025,500円 補助金 5,149,000円</li> <li>・フォークリフト導入事業 事業費 1,750,000円 補助金 700,000円</li> <li>・かんきつ優良系統転換等緊急対策事業 事業費 750,000円 補助金 300,000円</li> <li>・農産物共進会 補助金 300,000円上限</li> <li>・農業インターン制度 町・JAで新規参入者支援 研修期間 2年間 研修費助成 150,000円/月(町・JA 各1/2) (平成15年7月から1名研修中)</li> </ul>	<p>[三崎町産業振興促進対策事業]</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシによる農作物被害対策事業 補助金 1,010,000円</li> <li>・生産総合対策条件整備事業(改植) 事業費 1,063,000円 補助金 105,000円</li> <li>・生産総合対策条件整備事業(放任園伐採) 事業費 996,618円 補助金 122,000円</li> <li>・生産総合対策条件整備事業(タイベック被覆) 事業費 4,870,000円 補助金 243,500円</li> </ul>	<p>・3町の制度に差異があるため、合併後5年以内に調整一元化する。</p>

<p>町単独農業受益者集団 施工道路事業補助</p>	<p>【概要】 ブルドーザーの切取り行程を主体とした農林道の 新設、改修及びコンクリートによる舗装工事 とし、要領第3条の事業認定要件に合致する事 業について認定し、工事施工後検査の上、補助 金を交付する。</p> <p>【受益戸数】 5戸以上</p> <p>【補助金】 ・農道新設 1,000円(1m当たり) ・農道舗装 町確認の出来型数量相当額又はコンク リート購入数量相当額のうちいずれか 低い方の額 ・諸資材 別途協議 ・測量設計等に要した経費 経費の60%以内の額</p>	<p>【概要】 農林道の新設をブルドーザーの切取り行程を主 体とした事業。</p> <p>【受益戸数】 2戸以上</p> <p>【補助金】 1,300円/m ・受益者施工による農道 幅員 2.0m以上 1,300円(1m当たり)</p>	<p>補助制度なし</p>	<p>・3町の制度に差異があるため、合併5年以内に調整 一元化する。</p>
<p>町単独農道維持補修</p>	<p>【概要】 一般会計当初予算に定額を計上し、認定農道の 維持補修を実施する。 また、要望書などについても対応し予算不足の 場合は、補正予算対応を行う。</p> <p>【当初予算計上額】 1,500千円</p> <p>【農道路線数】 84路線</p>	<p>【概要】 一般会計当初予算に定額を計上し、認定農道の 維持補修を実施する。 また、要望書などについても対応し予算不足の 場合は、補正予算対応を行う。</p> <p>【当初予算計上額】 500千円</p> <p>【農道路線数】 8路線</p>	<p>【概要】 一般会計当初予算に定額を計上し、認定農道の 維持補修を実施する。 また、要望書などについても対応し予算不足の 場合は、補正予算対応を行う。</p> <p>【予算計上額】 2,500千円</p> <p>【農道路線数】 41路線</p>	<p>・合併時に瀬戸町要綱の制度に統合する。</p>